

○建築基準法施行令新旧対照表

新	旧
<p>第五節 定期報告を要する<u>建築物等</u>                      (定期報告を要する<u>建築物等</u>)</p> <p>第十六条 <u>法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)とする。</u></p> <p>一 <u>地階又は三階以上の階を法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が百平方メートル以上の建築物</u></p> <p>二 <u>劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの</u></p> <p>三 <u>地階又は三階以上の階を法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物</u></p> <p>四 <u>三階以上の階を法別表第一(イ)欄(三)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物</u></p> <p>五 <u>地階又は三階以上の階を法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に</u></p>	<p>第五節 定期報告を要する<u>建築物</u>                      (定期報告を要する<u>建築物</u>)</p> <p>第十六条</p>

供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

2 (略)

3 法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

一 第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機(使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

二 防火設備のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で第一項各号に掲げるものに設けるもの(常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

(耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準)

(防火戸その他の防火設備)

第百九条 法第二条第九号の二ロ、法第十二条第一項、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項(法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第百十条から第百十条の三までにおいて同じ。)及び法第六十四条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

2 (略)

法第十二条第一項の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。

(耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準)

(防火戸その他の防火設備)

第百九条 法第二条第九号の二ロ、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項(法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第百十条から第百十条の三までにおいて同じ。)及び法第六十四条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

2 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物(延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から一階にあつては三メ

(定期報告を要する昇降機等)

第三百三十八条の三 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める昇降機等及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条第三項の政令で定める昇降機等は、第三百三十八条第二項各号に掲げるものとする。

メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にあるものと当該開口部とを遮る外壁、そで壁、塀その他これらに類するものは、前項の防火設備とみなす。